３　２の新たに規定する学資金の貸与対象者に係る学資金の志願の方法及び当該者に対する学資金の貸与の廃止要件を追加することとした。（第一二〇条の三及び第一二〇条の九関係）

４　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七〇号）（防衛省）

１　俸給の特別調整額と航空手当等との支給額の調整に関する規定の整備を行うこととした。（第八条の三及び第一二条関係）

２　落下傘隊員手当及び特別警備隊員手当の支給割合をそれぞれ引き上げることとした。（第一二条関係）

３　特殊作戦隊員手当の支給割合の引上げ及び支給対象範囲の拡大を行うこととした。（第一二条関係）

４　自衛官任用一時金の額を引き上げることとした。（第一九条の二関係）

５　各自衛隊サイバー専門部隊等において専門的な知識・技能をもって重要度及び困難度が高いサイバーセキュリティに従事する事務官等に対して、新たに俸給の調整額を支給することとした。（別表第二関係）

６　特殊勤務手当に関し、災害派遣等手当、対空警戒対処等手当及び分べん取扱手当の支給額又は支給対象範囲を改めるとともに、作戦環境等順応手当、救急医療業務手当、募集業務手当、特別補佐業務等手当、航空機整備作業等手当及び野外訓練・演習従事手当を新設することとした。（別表第五関係）

７　海上自衛官及び海上自衛隊の自衛官候補生の夏服の定数を改めることとした。（別表第九関係）

８　作戦環境等順応手当の新設に伴い、所要の経過措置を設けることとした。（附則第二項関係）

９　この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用することとした。

◇防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七一号）（防衛省）

１　民生安定施設に係る補助の割合を定めることとした。（第一二条関係）

２　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百四十四号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「七十八人」を「八十人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

デジタル庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百四十五号

デジタル庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「五人」を「六人」に改める。

第三条第四項中「二十二人」を「二十一人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

復興庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂